

後発医薬品転換効果検証等業務委託

企画提案実施要領

令和8年7月

山梨県 国保援護課

目次

1	趣旨	-----	1
2	企画提案の概要	-----	1
3	企画提案に係るスケジュール	-----	1
4	企画提案参加資格	-----	2
5	実施要領等の交付	-----	2
6	企画提案参加資格の確認	-----	3
7	企画提案参加資格確認結果の通知	-----	3
8	企画提案書の作成及び提出	-----	3
9	審査	-----	4
10	契約	-----	5
11	質問及び回答	-----	5
12	企画提案の無効	-----	5
13	その他	-----	6

(実施要領添付書類)

別紙 1 後発医薬品転換効果検証等業務委託の企画提案書に記載する項目

別紙 2 後発医薬品転換効果検証等業務委託企画提案審査基準

【様式第 1 号】企画提案参加資格確認申請書

【様式第 2 号】誓約書

【様式第 3 号】役員名簿

【様式第 4 号】業務実施体制証明書

【様式第 5 号】企画提案書提出票

【様式第 6 号】見積書

【様式第 7 号】質問票

【様式第 8 号】辞退届出書

1 趣旨

医療費適正化計画においては、後発医薬品を通じた医療費適正化の取組を進めており、特に令和6年度から始まった第4期医療費適正化計画においては、後発医薬品の促進に関する適正化について、地域ごとの医療の実態を踏まえて必要な取組を進めることとしている。

そのため、保険者における加入者のレセプト情報を分析して、保険薬局と保険者が協働し、加入者の薬剤情報について情報共有しながら、加入者がより低価格な後発医薬品に転換した場合の医療費抑制効果や流通等の課題を検証することにより、医療費適正化に向けた取組を推進することを目的とする。

ついては、後発医薬品転換効果検証等業務に係る委託者を選定するため、この要領に基づき、企画提案及び審査を行うものである。

2 企画提案の概要

(1) 名称

後発医薬品転換効果検証等業務

(2) 委託内容

別添「後発医薬品転換効果検証等業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

(3) 予算上限額

25,074千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ただし、上記の金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること

(4) 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 企画提案に係るスケジュール

実施内容	実施日時
企画提案募集開始	令和8年7月13日（月）
企画提案参加資格確認申請書等の提出期限	令和8年7月29日（水）
企画提案参加資格確認結果通知	令和8年7月30日（木）
企画提案書の提出期限	令和8年8月5日（水）
審査	令和8年8月上旬
企画提案審査会結果通知	令和8年8月10日（月）
質問票の提出期限	令和8年7月29日（水）

4 企画提案参加資格

(1) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に該当する者を除く。）

エ 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

オ 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き2年以上営業を営んでいない者

カ この公告の日から契約締結日までの間に、山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」（平成10年4月1日）に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがされている者（更正手続き開始又は再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(3) 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和3年3月8日山梨県告示第67号）の二に定める競争入札に参加することができる者であること。

※物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等に関する事項の照会先

（郵便番号） 400-8501

（所在地） 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

（機関名） 山梨県出納局管理課調度担当

（電話番号） (055) 223-1395

5 実施要領等の交付

(1) 実施要領等の交付期間

令和8年7月13日（月）から令和8年7月29日（水）まで

ただし、上記期間の山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第6号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分までとする。

(2) 交付場所

（所在地） 〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 県庁北別館5階

（機関名） 山梨県福祉保健部国保援護課保険医療担当

（電話番号） 055-223-1466

(3) 事前連絡

実施要領等の交付を希望する者は、事前に(2)の場所へ連絡すること。郵送による交付を希望する場合も同様に(2)へ連絡すること。

6 企画提案参加資格の確認

(1) 企画提案への参加を希望する者は、参加資格を有することを証明するため、企画提案参加資格確認申請書（様式第1号、以下「申請書」という。）を提出し、企画提案参加資格の確認を受けなければならない。

(2) 申請書には次を添付して提出すること。

① 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等に定める競争入札に参加することができる者であることを証した書類の写し

※ 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等の三により申請中の場合は、「物品等競争入札参加資格審査申請書」の写しを添付し、資格を得た時点ですみやかに提出すること。ただし、8(3)に記す企画提案書の提出期限までに資格が得られない場合には、本企画提案の参加資格がないものとする。

② 誓約書（様式第2号）

③ 役員名簿（様式第3号）

④ 業務実施体制証明書（様式第4号）

⑤ 会社概要等を確認可能な資料（パンフレット等）

(3) 申請書は、令和8年7月16日（木）から令和8年7月29日（水）までの期間の県の休日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分までの間に、5(2)の場所に提出すること。なお、申請書の提出にあたっては、事前に電話連絡すること。

(4) 申請書の提出は、持参又は郵送（書留郵便）によるものとする。郵送による提出は、令和8年7月29日（水）到着分までを有効とし、翌日以降の到着分は無効とする。

7 企画提案参加資格確認結果の通知

(1) 企画提案参加資格確認の結果は書面にて通知する。

(2) 企画提案参加資格がない旨の通知を受領した者は、その理由について説明を求めることができる。説明を求める場合は、令和8年7月30日（木）午後4時までに知事宛の書面（様式自由）を5(2)の場所に持参すること。理由は書面にて回答する。

8 企画提案書の作成及び提出

(1) 企画提案書は、仕様書に基づき、別紙1「後発医薬品転換効果検証等業務委託の企画提案書に記載する項目」の各項目について漏れなく記載し、次により書面で作成すること。

- ① 企画提案書の先頭（表紙の前）に企画提案書提出票（様式第5号）を付し、A4版横置き、横書き、上綴じ（長辺綴じ）とし、30ページ以内（様式自由とし、様式第5号、表紙、目次及び様式第6号はページ数に含めない。）とすること。
 - ② 文章を補完するための図表を適宜用いるほか、技術的専門用語を用いる場合には解説を加える等、企画提案書を審査する者が正しく理解できるよう（誤認識・誤解しないよう）配慮すること。
 - ③ 提出された企画提案書は、審査で使用するために複写することがあることから、複写した場合でも文字、図形、模様等が判読可能であること、また判読しやすいよう文字の大きさであること等に留意して作成すること。
 - ④ 言語は日本語、通貨は円、単位は日本標準時及び計量法に従うこと。
- (2) 企画提案書は次の部数を作成し、持参又は郵送により提出すること。
- ① 正本を1部、副本を5部作成すること。なお、(1)①に記す様式第5号及び様式第7号については、正本のみに付すこと。また副本については、表紙、提案記述部分、様式のヘッダー及びフッターに提案者名が入らないよう、提案者名を「弊社」等の表現に置き換えること。
 - ② 正本1部はフラットファイル（A4縦版、青色）に綴り、提出者名と正本が区別できるよう、表紙面及び背面にラベルを貼付すること。
 - ③ 副本5部は、書類が分散しないよう、各部ごとに2穴組紐綴じとすること。
- (3) 企画提案書は、令和8年7月13日（月）から令和8年8月5日（水）までの期間の県の休日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分までの間に、5(2)の場所に持参又は郵送で提出すること。郵送で提出する場合には、必ず事前に電話連絡し、令和8年8月5日（水）までに到着するよう郵送すること。持参又は郵送いずれの場合も、期限を過ぎて提出された書類は受け付けない。

9 審査

- (1) 審査は、企画提案書について、「公募型プロポーザル方式事業者選定等委員会 後発医薬品転換効果検証等業務に係る企画提案審査会」において、別紙2「後発医薬品転換効果検証等業務委託企画提案審査基準」によって行う。
- (2) 提出された企画提案書の記載内容について、県から回答期限を指定して質問した場合には必ず回答すること。また、プレゼンテーションを8月上旬に実施する場合はある。なお、実施の有無及び実施の場合の詳細な時間、場所（甲府市内を想定）は別途通知する。
- (3) 審査結果は、企画提案書の提出のあった全ての者に対して令和8年8月10日（月）までに通知する。

1 0 契約

- (1) 審査の結果、評価が最も高い提案者を優先交渉者として交渉を行い、随意契約により契約を締結する。
- (2) (1)の優先交渉者との協議が整わず契約締結が見込めないとき又は優先交渉者が契約締結までの間に4の企画提案参加資格を満たさなくなったときは、次点の提案者と契約締結に向けた協議を行う。

1 1 質問及び回答

- (1) 本企画提案実施要領、仕様書に対して質問がある場合には、質問票（様式第8号）に日本語で記載し、電子メールにて次の宛先に送付すること。なお、電話による質問は受け付けない。

宛先：山梨県福祉保健部国保援護課保険医療担当

E-Mail：kokuho@pref.yamanashi.lg.jp

件名：後発医薬品転換効果検証等業務に関する質問

- (2) 質問の受付期間は、令和8年7月16日（木）から令和8年7月29日（水）午後5時までとし、この期間を過ぎて到達した質問は受け付けない。
- (3) 質問に対する回答は、実施要領等の交付を受けた者全員に対して電子メールにて回答する。

回答を受領した場合には、速やかに受領確認メールを送信すること。なお、質問への回答は随時行うが、最終回答期限は令和8年7月31日（金）午後3時とする。

1 2 企画提案の無効

次のいずれかに該当する者の企画提案は無効とする。

- (1) 企画提案に参加する資格のない者
- (2) 申請書、企画提案書、その他、本企画提案に関連して提出された書類に虚偽の記載をした者
- (3) 2件以上の企画提案をした者

1 3 その他

- (1) 企画提案のための費用は、提案者の負担とする。
- (2) 申請書提出後に企画提案書の提出を辞退する場合は、辞退届出書（様式第 9 号）を企画提案書の提出期限までに 5 (2) の場所に提出すること。なお、企画提案書の提出の辞退は自由であり、当該辞退による不利益な取り扱いはしない。
- (3) 提出された企画提案書類等は返却しない。
- (4) 提出された企画提案書の再提出、修正、追加又は撤回をすることはできない。
- (5) 本提案により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

- (6) 企画提案実施要領、仕様書等、県が配布する資料については、本提案以外の目的で使用してはならない。また、仕様書（別紙を含む）については、複写及び第三者への開示・提供等を行ってはならない。
- (7) 契約締結後、企画提案書に記した予定担当者等を変更する場合は、変更前の担当者と同等以上の技術や資格、業務従事経験を有することを証明する書類を添付して事前に県に届け出て、県の承認を得ること。